

那覇市公報

第 1 6 0 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
（消防本部総務課）…………… 1103

◇告 示◇

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1105
- 収納代理金融機関について（出納室）…………… 1107
- 平成 25 年（2013 年）12 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 1107
- 平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（国民健康保険課）…………… 1108
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1109
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1110
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1111
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 1112
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1113
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1114
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について
（保護管理課）…………… 1114

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の辞退について （保護管理課）	1115
--	------

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（市民課）	1116
○那覇広域都市計画の変更について（都市計画課）	1116
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について（市民課）	1117
○平成 26 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について（管財課）	1122

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1124
----------------------------	------

◇教育委員会規則◇

○那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	1125
○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	1126
○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	1128

規 則

那覇市規則第84号

平成25年11月18日

公 布 済

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和47年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
[略]	
第4分団	旭町、泉崎2丁目、壺川1丁目、壺川2丁目、壺川3丁目、楚辺1丁目、楚辺2丁目、楚辺3丁目、樋川1丁目、樋川2丁目、字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、 <u>字古波蔵</u> 、古波蔵2丁目、古波蔵3丁目、古波蔵4丁目
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
[略]	
第4分団	旭町、泉崎2丁目、壺川1丁目、壺川2丁目、壺川3丁目、楚辺1丁目、楚辺2丁目、楚辺3丁目、樋川1丁目、樋川2丁目、字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、 <u>古波蔵1丁目</u> 、古波蔵2丁目、古波蔵3丁目、古波蔵4丁目
[略]	

告 示

那覇市告示第 230 号

平成 25 年 11 月 15 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

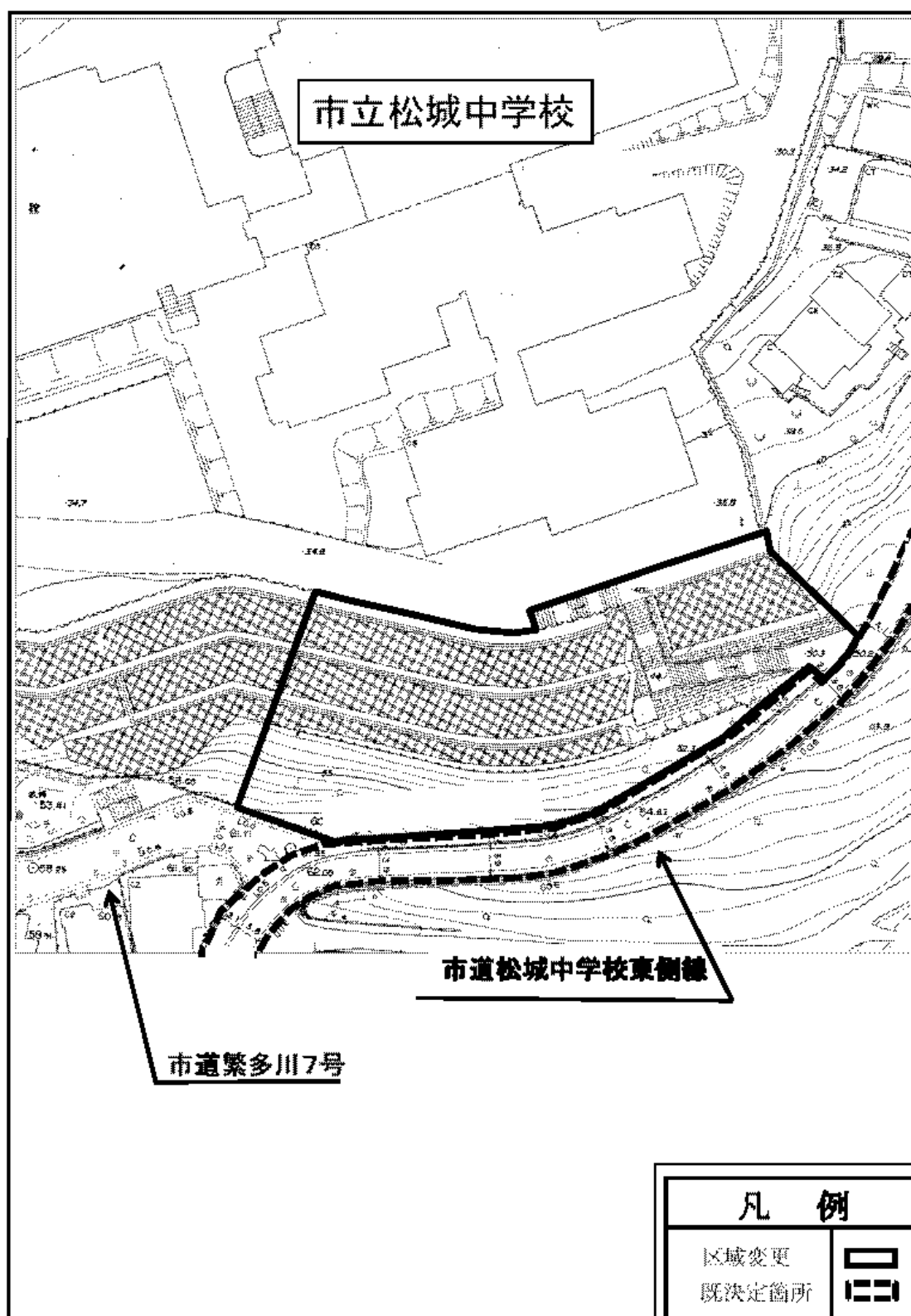
関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長m	幅員m	備考
1 1 0	松城中学校 東側線	新	繁多川3-191-2 繁多川2-4	564.8	3.4～ 38.0	
		旧	繁多川4-4 繁多川3-191-1	564.8	3.4～ 11.8	

市道路線の区域変更(参考図)



那覇市告示第 234 号

平成 25 年 11 月 18 日

掲 示 済

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 8 項の規定により、収納代理金融機関について次のとおり変更したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 収納代理金融機関の名称

金融機関名称	取扱店舗
株式会社 商工組合中央金庫	那覇支店

2 変更内容

金融機関名称	取扱店舗
株式会社 商工組合中央金庫	各本支店及び出張所

3 変更年月日

平成 24 年 4 月 1 日

那覇市告示第 235 号

平成 25 年 11 月 22 日

掲 示 済

平成 25 年（2013 年）12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 25 年（2013 年）12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 招 集 の 日 平成 25 年 12 月 2 日（月）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 242 号

平成 25 年 12 月 2 日

平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 84,779 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,755,364 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		3,828,739	114	3,828,853
	1 他会計繰入金	3,828,738	114	3,828,852
10 諸収入		7,096,482	84,665	7,181,093
	3 雑入	7,093,061	84,665	7,177,726
歳 入 合 計		47,670,585	84,779	47,755,364

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		5,364,138	52	5,364,190
	1 後期高齢者支援金等	5,364,138	52	5,364,190

4 前期高齢者納付金等		3,326	2,129	5,455
	1 前期高齢者納付金等	3,326	2,129	5,455
10 諸支出金		51,309	193,947	245,256
	1 償還金及び還付加算金	48,307	186,030	234,337
	2 繰出金	2	7,917	7,919
12 繰上充用金		4,300,000	△111,349	4,188,651
	1 繰上充用金	4,300,000	△111,349	4,188,651
歳 出 合 計		47,670,585	84,779	47,755,364

那覇市告示第 243 号

平成 25 年 12 月 2 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 25 年 11 月 19 日付け次のように指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	安次嶺 聡	泌尿器科	那覇市立病院
2	黒田 周一	形成外科	大浜第一病院
3	古謝 亜紀子	内科	大浜第一病院
4	神谷 亨	外科、整形外科、内科	神谷医院

那覇市告示第 244 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
なかのはし薬局	合資会社 伸成	平成 25 年 10 月 1 日
那覇市泊 2 丁目 7 番地 13		
訪問看護ステーションいのり	合同会社 大愛	平成 25 年 10 月 7 日
那覇市西二丁目 4 番 17 号 那覇ショッピングセンター 701 号		
さきはら内科	崎原 永啓	平成 25 年 11 月 1 日
那覇市字銘苅 303 番地 メディカルビルズ めかるビル 2 階		
やすおか薬局	株式会社クオリエイト	平成 25 年 11 月 1 日
那覇市字銘苅 301 番地 8		
那覇かなぐすく皮膚科	金森 志奈子	平成 25 年 11 月 6 日
那覇市金城 5 丁目 11 番地 6 小緑ガーデンビル 1 階		
あい薬局 小緑店	有限会社 山水	平成 25 年 11 月 12 日
那覇市金城 5 丁目 11 番地 6 小緑ガーデンビル 1 階 C		

那覇市告示第 245 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
なかのはし薬局	平成 25 年 10 月 1 日
那覇市泊 2 丁目 7 番地 13	

那覇市告示第 246 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 開 設 者	所 在 地 サービスの種類	指定年月日
仲地胃腸内科クリニック	那覇市泊 2 丁目 6 番地 10 2 階	平成 25 年 10 月 1 日
仲地 紀茂	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
古堅歯科矯正歯科医院	那覇市牧志一丁目 19 番 15 号	平成 25 年 10 月 22 日
医療法人 古堅会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
デイサービス琉愛	那覇市曙三丁目 17 番 19 号 コーポ 石川 1 階	平成 25 年 11 月 1 日
株式会社 琉愛會	通所介護 介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所 琉愛	那覇市曙三丁目 17 番 19 号 コーポ 石川 1 階	平成 25 年 11 月 1 日
株式会社 琉愛會	居宅介護支援	
居宅介護支援事業所 m o c o	那覇市与儀一丁目 14 番 12 号 島アパート 1-A 号	平成 25 年 11 月 1 日
合同会社 W i t h .	居宅介護支援	

那覇市告示第 247 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービス 首里センター		平成 24 年 4 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 197 番地 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 197 番地 9)	
居宅介護支援事業所 首里センター		平成 25 年 8 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 197 番地 4 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 197 番地 9)	

那覇市告示第 248 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 辻町若狭クリニック 那覇市若狭三丁目 5 番 17 号	平成 25 年 11 月 30 日

那覇市告示第 249 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
小野 康浩	株式会社フレアス	平成 25 年 10 月 18 日
	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	
杢井 風太	株式会社フレアス	平成 25 年 11 月 6 日
	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

那覇市告示第 250 号

平成 25 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり辞退届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	辞退年月日
	施 術 所 所 在 地	
佐久川 正男	佐久川治療院	平成 25 年 11 月 1 日
	那覇市首里石嶺町 4 丁目 198 番地 1	

公 告

那覇市公告第 331 号

平成 25 年 11 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 352 号

平成 25 年 12 月 2 日

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

- （1）那覇広域都市計画用途地域（若狭1丁目地先地区）
- （2）那覇広域都市計画特別用途地区（地場産業振興地区（壺屋地区））

2 都市計画を定める土地の区域

- （1）変更する部分 那覇市若狭一丁目103番地
- （2）追加する部分 那覇市壺屋一丁目地内

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（本庁舎 9 階）

4 縦覧期間

平成25年12月 2 日から平成25年12月16日まで。ただし、那覇市の休日を定める条例（平成 3 年条例第33号）に定める休日を除く。

5 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那覇市公告第 353 号

平成 25 年 12 月 2 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、平成 24 年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。

（公表対象期間：平成24年5月1日～平成25年3月31日）

平成25年 12月 2日

那覇市長 翁長 雄志

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条第3項関係)

	国又は地方の機関 の公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧日	閲覧にかかる住民の範囲
1	沖縄県福祉保健部 健康増進課	国民健康・栄養調査	平成24年9月12日	繁多川、安里
2	自衛隊沖縄地方協力 本部長	自衛隊法第29条1項及び同法第35条	平成24年5月21日～ 5月23日	平成6年4月2日～平成7年4月 1日の間に生まれた男1,861人

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条の2第12項関係)

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称及 び代表者または管理者 名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	全国接触者率調査	平成24年4月17日	7歳以上の男女個人 与儀1丁目 12人
2	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成24年5月2日	20歳以上の男女個人 宇字栄原、松尾2丁目 32人
3	NHK沖縄放送局 局長 素 秀人	NHK全国世論調査	平成24年5月16日	16歳以上の男女個人 松川1丁目 12人
4	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	環境問題に関する世論調査	平成24年5月24日	20歳以上の男女個人 金城2丁目7～ 15人
5	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成24年5月24日	16歳以上の男女個人 松川3丁目、赤嶺2丁目、安里 1・2丁目 109人
6	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	NHKのテレビ視聴に関する調査	平成24年5月29日	16歳以上の男女個人 字仲井真107～ 14人
7	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国民生活に関する世論調査	平成24年5月29日	20歳以上の男女個人 前島1丁目12～ 25人
8	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成24年6月25日	20歳以上の男女個人 松尾2丁目 15人

9	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	障害者に関する世論調査	平成24年6月26日	20歳以上の男女個人 宇真地1～ 15人
10	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	日常生活に関するアンケート	平成24年6月27日	15歳～79歳以下の男女個人 宇栄原3丁目24番～ 36人
11	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	第5回メディアに関する全国世論調査	平成24年6月27日	18歳以上の男女個人 宇小椋1503～ 19人
12	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	新聞およびWeb利用に関する総合調査	平成24年6月27日	15歳以上の男女個人 赤嶺2丁目5番～ 22人
13	(株)毎日新聞社	第66回読書世論調査	平成24年8月1日	16歳以上の男女個人 客宮1丁目 16人
14	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	高齢者の健康に関する意識調査	平成24年8月29日	55歳以上の男女個人 赤嶺1丁目11番～ 14人
15	一般財団法人地球共生 ゆいまー・一般財 団法人南西地域産業 活性化センター	県民意識の調査及び分析	平成24年9月11日	15歳～75歳未満の男女個人 宇安謝、牧志3丁目、銘苅1 丁目、宇与儀、宇安里、宇上間、 識名1丁目、宇大道、繁多川2 丁目、寄宮3丁目、鏡原町、具 志1丁目、高良2丁目、天久2 丁目、宇天久、おもろまち4丁 目、久茂地2丁目、宇古波蔵、 壺屋1丁目、泊1丁目、樋川1 丁目 588 人
16	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	外交に関する世論調査	平成24年9月14日	20歳以上の男女個人 宇仲井真317～355、394、 398番地 15人
17	(株)宣伝・日本統計セ ンター共同企業体	消費者行政に関する県民意識調査	平成24年9月21日	18歳以上の男女個人 780人
18	(株)沖縄建設技研	久茂地川河川環境整備事業に関するアンケート調査	平成24年9月25日	旭町、泉崎1.2丁目、壺川3丁 目、久茂地1～3丁目、牧志1 ～3丁目、松尾1.2丁目、安里 1.2丁目、泊1丁目、前島1～3 丁目、松山1.2丁目、久米1.2 丁目、東町、通堂町 560人
19	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	道路に関する世論調査	平成24年9月28日	20歳以上の男女個人 宇栄原2丁目8番 15人

20	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	男女共同参画社会に関する世論調査	平成24年10月4日	20歳以上の男女個人 首里石嶺町1丁目75～77、 106～108番地 13人
21	(株)ビデオリサーチ九州支社 支店長 濱本 裕	テレビの視聴 日常生活及び 商品の使用実態調査	平成24年10月4日	おもろまち4丁目、楚辺1丁目、 西1丁目、宇小椋、宇古島、宇 大道、宇仲井真、識名1丁目、 首里石嶺町4丁目、首里寒川 町 180人
22	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東日本大震災からの復興に向けた 総合的社会調査	平成24年10月5日	20歳～79歳の男女個人 泊3丁目10～ 16人
23	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	生活意識11月(季刊オムニパス) 調査	平成24年10月5日	16歳以上の男女個人 寄宮2丁目1～ 20人
24	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	デジタル時代の新しいテレビ視聴調 査	平成24年10月5日	16歳以上の男女個人 宇国場 12人
25	(株)インタープラン沖縄 縄	県民の体力・スポーツに関する意識 調査	平成24年10月9日	市全域 925人
26	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	家庭と男女の役割に関する国際比 較調査	平成24年10月18日	16歳以上の男女個人 繁多川5丁目3～ 12人
27	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	デジタル時代の新しいテレビ視聴調 査	平成24年11月5日	16歳以上の男女個人 宇国場 12人
28	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	沖縄県民の中国に対する意識調査	平成24年11月5日	15～75歳未満の男女個人 市全域 519人
29	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	家計消費状況調査	平成24年11月12日	16歳以上の男女個人 久茂地2.3丁目、宇真嘉比、松 川2丁目、松尾2丁目 172人
30	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	国民性に関する意識動向調査	平成24年11月28日	20～79歳以下の男女個人 銘苅2丁目、山下町 26人
31	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	テレビ視聴に関する調査	平成24年11月28日	16歳以上の男女個人 安里2丁目2番～ 14人
32	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	家族の法制に関する世論調査	平成24年11月28日	20以上の男女個人 寄宮2丁目23、33番 13人

33	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	社会意識に関する世論調査	平成24年12月17日	20以上の男女個人 寄宮1丁目8、9番 25人
34	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	日本人とメディアに関する調査	平成24年12月17日	16歳以上の男女個人 寄宮2丁目6～ 20人
35	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	家計消費状況調査	平成24年12月19日	16歳以上の男女個人 字真地、西1.2丁目、久米1丁 目、天久2丁目、繁多川2.5丁 目、銘苅1.3丁目 258人
36	(株)ビデオリサーチ	全国たばこ喫煙者率調査	平成24年12月26日	大正12年5月1日～平成5年4 月30日の間生まれの男女 松 尾2丁目、字小禄、繁多川3丁 目、首里石嶺町4丁目 80人
37	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	これからのライフスタイルのあり方に 関する世論調査	平成25年1月15日	20歳～80歳未満の男女個人 寄宮3丁目 20人
38	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者意識基本調査	平成25年1月15日	15歳以上の男女個人 前島3丁目8～ 25人
39	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	平成24年度通信利用動向調査	平成25年1月16日	20歳以上の男女個人 字小禄、寄宮3丁目、字仲井 真、首里汀良町3丁目 172人
40	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活の質に関する調査	平成25年1月25日	15歳以上の男女個人 田原1丁目6、8～ 10人
41	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	生活意識に関する世論調査	平成25年1月25日	16歳以上の男女個人 字真地 12人
42	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成25年2月1日	楚辺1、2丁目、字楚辺 35人
43	(株)インテリサーチ	医療経済評価のための測定尺度開 発と住民意識調査	平成25年2月15日	20歳以上の男女個人 安里3丁目 40人
44	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	平成24年度国語に関する世論調査	平成25年2月18日	16歳以上の男女個人 前島2丁目6番 17人
45	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	くらしと生活設計に関する調査	平成25年2月20日	20歳以上の男女個人 おもろまち4丁目 16人
46	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	平成25年度生活保障に関する調査	平成25年3月4日	18歳～69歳以下の男女個人 若狭2丁目12番～ 30人

47	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	宝くじに関する世論調査	平成25年3月4日	18歳以上の男女個人 首里末吉町2丁目21～ 19人
48	(株)ビデオリサーチ九 州支社	ラジオ聴取状況調査	平成25年3月4日	市全域 300人

那覇市公告第 354 号

平成 25 年 12 月 2 日

平成 26 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について

平成26年度的那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5名以上であること。

- (10) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める県知事登録業者であること。
 - (11) 警備業務にあつては、警備業法第4条に定める公安委員会認定業者であること。
 - (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
 - (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
 - (14) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (15) その他市長が必要と認める条件
- ※ 組合での申請については、（1）及び（9）の要件に代えて、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていることを要件とする。

2 受付期間

平成26年1月7日（火）～ 同年1月21日（火）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

3 申請書類の配付期間

平成25年12月6日（金）～ 平成26年1月21日（火）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
（ただし土日祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く）

4 受付及び申請書類の配布場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 （那覇市役所本庁舎5階）
那覇市総務部管財課
（電話）862-9904

※申請書類は那覇市のホームページ

（<http://www.city.naha.okinawa.jp/>）からもダウンロードできます。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 18 号

平成 25 年 11 月 14 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 219 号
指定工事店名	有限会社 山川設備工業
営業所所在地	浦添市宮城 5 丁目 13 番 2 号
代表者名	玉城 正英
指定の有効期間	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 11 月 5 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 14 号

平 成 2 5 年 1 1 月 7 日

公 布 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成25年那覇市条例第42号）の施行期日は、平成25年11月18日とする。

那覇市教育委員会規則第 15 号
平 成 2 5 年 1 1 月 7 日
公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第3条関係）

小学校の通学区域

学校名	通学区域
〔略〕	
若狭小学校	〔略〕
前島小学校	<u>久茂地2丁目19番～25番</u> <u>泊1丁目1番地～4番地</u> <u>泊2丁目1番地～3番地</u> <u>前島1丁目～2丁目（全部）</u> <u>牧志2丁目1番～5番、11番～25番</u>
久茂地小学校	<u>久茂地1丁目6番～12番</u> <u>久茂地2丁目1番～18番</u> <u>久茂地3丁目（全部）</u> <u>牧志1丁目（全部）</u> <u>松尾2丁目1番～2番、5番～11番</u>
神原小学校	〔略〕
〔略〕	
天久小学校	〔略〕

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1（第3条関係）

小学校の通学区域

学校名	通学区域
〔略〕	
若狭小学校	〔略〕
神原小学校	〔略〕
〔略〕	
天久小学校	〔略〕
那覇小学校	<u>久茂地1丁目6番～12番</u> <u>久茂地2丁目～3丁目（全部）</u> <u>泊1丁目1番地～4番地</u> <u>泊2丁目1番地～3番地</u> <u>前島1丁目～2丁目（全部）</u> <u>牧志1丁目（全部）</u> <u>牧志2丁目1番～5番、11番～25番</u> <u>松尾2丁目1番～2番、5番～11番</u>

備考 〔略〕

那覇市教育委員会規則第 16 号
平 成 2 5 年 1 1 月 2 0 日
公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
与儀小学校	樋川1丁目18番、20番、23番～24番、27番～36番 字与儀9番地～24番地、41番地～65番地、79番地～88番地、90番地～96番地、114番地～121番地、123番地～128番地、176番地～187番地、200番地～241番地、244番地～245番地、315番地～320番地、364番地～371番地、417番地～425番地 与儀1丁目(全部) 与儀2丁目1番～12番 <u>字古波蔵193番地(古蔵小学校と重複)、198番地～224番地(198番地～200番地は古蔵小学校と重複)、230番地～231番地、253番地、258番地～259番地</u> 古波蔵2丁目1番～15番 字国場778番地、1161番地
城岳小学校	泉崎2丁目23番 古波蔵3丁目1番～14番 楚辺1丁目～3丁目(全部) <u>壺川1丁目～2丁目(全部)</u> <u>壺川3丁目3番地～5番地</u> 樋川1丁目1番～4番、13番～17番、19番
[略]	
開南小学校	旭町(全部) 泉崎(全部。ただし2丁目23番は城岳小学校) 久茂地1丁目1番～5番 <u>壺川3丁目1番地～2番地</u> 松尾1丁目(全部) 松尾2丁目3番～4番、12番～22番
[略]	
古蔵小学校	<u>字古波蔵54番地～57番地、63番地～67番地、72番地～77番地、93番地～112番地、126番地～135番地、149番地、151番地、165番地～171番地、176番地～200番地(193番地、198番地～200番地は与儀小学校と重複)、388番地～404番地</u> 古波蔵2丁目16番～32番 古波蔵3丁目15番～23番 古波蔵4丁目(全部) 字与儀372番地～380番地、394番地～404番地 与儀2丁目13番～22番 字国場721番地～729番地、754番地、757番地～760番地、764番地～769番地、772番地～773番地、775番地～777番地、899番地～901番地、978番地～987番地、998番地～1001番地、1015番地～1187

	番地(1161番地は与儀小学校)、1190番地～1193番地
[略]	

備考 与儀小学校及び古蔵小学校の項中互いに重複する番地の学校の区分は、教育長が別に定めるところによる。

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
与儀小学校	樋川1丁目18番、20番、23番～24番、27番～36番 字与儀9番地～24番地、41番地～65番地、79番地～88番地、90番地～96番地、114番地～121番地、123番地～128番地、176番地～187番地、200番地～241番地、244番地～245番地、315番地～320番地、364番地～371番地、417番地～425番地 与儀1丁目(全部) 与儀2丁目1番～12番 古波蔵1丁目1番～6番 古波蔵2丁目1番～15番 字国場778番地、1161番地
城岳小学校	泉崎2丁目23番 古波蔵3丁目1番～14番 楚辺1丁目～3丁目(全部) 壺川1丁目～2丁目(全部) 壺川3丁目3番地～5番地 樋川1丁目1番～4番、13番～17番、19番
[略]	
開南小学校	旭町(全部) 泉崎(全部。ただし2丁目23番は城岳小学校) 久茂地1丁目1番～5番 壺川3丁目1番地～2番地 松尾1丁目(全部) 松尾2丁目3番～4番、12番～22番
[略]	
古蔵小学校	古波蔵1丁目7番～34番 古波蔵2丁目16番～32番 古波蔵3丁目15番～23番 古波蔵4丁目(全部) 字与儀372番地～380番地、394番地～404番地 与儀2丁目13番～22番 字国場721番地～729番地、754番地、757番地～760番地、764番地～769番地、772番地～773番地、775番地～777番地、899番地～901番地、978番地～987番地、998番地～1001番地、1015番地～1187番地(1161番地は与儀小学校)、1190番地～1193番地
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
古蔵中学校	泉崎2丁目103番地 <u>字古波蔵(全部)</u> <u>古波蔵2丁目</u> ～4丁目(全部) 楚辺2丁目(全部) 楚辺3丁目3番1号～3番7号、3番15号～3番16号、6番7号～6番11号、7番、10番～12番 <u>壺川</u> 1丁目～3丁目(全部) 字与儀374番地～380番地(375番地～376番地、379番地は寄宮中学校)、394番地～404番地 与儀2丁目(全部) 字国場899番地～901番地、978番地～987番地、998番地～1001番地、1015番地～1159番地、1168番地～1187番地
[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
古蔵中学校	泉崎2丁目103番地 <u>古波蔵1丁目</u> ～4丁目(全部) 楚辺2丁目(全部) 楚辺3丁目3番1号～3番7号、3番15号～3番16号、6番7号～6番11号、7番、10番～12番 <u>壺川</u> 1丁目～3丁目(全部) 字与儀374番地～380番地(375番地～376番地、379番地は寄宮中学校)、394番地～404番地 与儀2丁目(全部) 字国場899番地～901番地、978番地～987番地、998番地～1001番地、1015番地～1159番地、1168番地～1187番地
[略]	